

最上川

2013

No. 74

水 土 里 ネット 最上川



地域で守ろう豊かな自然

水 土 里 ネット

本区概要
(平成25年4月現在)

受益面積 6,501 ha
組合員数 2,828 人

初夏の立谷沢川と北橋頭首工

理事長あいさつ



理事長

田澤伸一

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。また、常日頃より農業農村

整備事業の推進と本区の運営につきまして、特段のご理解とご支援、ご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

本区管内では、昨冬の豪雪と春先の低温により融雪が遅れ、農作業が一週間ほど遅れました。加えて、ここ数年、品種や栽培方法が多様化しており代掻き期間に幅が出てきています。それらに対応するため、今年も、国の関係諸機関と連絡を取り合い、水利権上十日間しか認められていない代掻き期間（四月二十六日～五月五日）を五日間延長し五月十日ま

で認めて頂きました。今後とも実態に即した水利権の運用を要請して参ります。

五月・六月は記録的な少雨で、特に六月の降水量は平年の二十五％で地域によつては組合員の皆さんから割水に協力して頂きました。ところが、七月に入り、一転、

梅雨前線が本県上空に停滞し記録的な大雨になり県内各地に大きな被害をもたらしました。被害を受けられた皆様に対し心からお見舞い申し上げます。本区管内でも七月三～二十五日までの総雨量が狩川阿古屋で六二八mm、余目桁形で六七二mmとなり、用排水路に隣接した農地や宅地への湛水被害を食い止めるため五ヶ所

の排水機場では夜を徹し断続的に運転を行いました。結果的には、大雨の降った十一日間で、二段割排水機場を除き、各排水機場で平均八十八時間稼働したものの、残念ながら雨量に対する排水能力の不足から一部地域の湛水被害を防ぐことはできませんでした。現在進めている国営排水事業に今回の大雨の教訓を活かして参りたいと思います。

さて、事業状況ですが、受益面積が五〇〇ha以下のため平成二十三年度に完了した国営事業に該当しなかつた上堰等十八の用水路も経年劣化が激しく生産活動にも支障をきたすようになつたため、県営水利施設整備事業で順次改修を進めていく予定です。今年度は、上堰三、九二五m、八カ村堰一、五七九m、桑田堰一、六六七m、京島堰八三五m、上堰下流一、五五七mで「実施設計」をおこない、平成二十六年年度から工事に入ります。

次に最上川下流左岸地区国営事業ですが、近年、農村地域の混住化や都市化が加速し、舗装等で雨水が地面に浸透せず短時間のうちに用排水路へ流出し溢れて農地の湛水被害を誘発しております。本事業は、この

ような状況を排水改良事業で改善するとともに、加えて維持管理の軽減を図ることを目的とするものです。スケジュール的には、「地域整備方向検討調査（H二十二～二十四）」、「地区調査（H二十五～二十七）」、「実施設計（H二十八）」を行い、H二十九～H三十七年度の九

年間で事業を実施するものです。そのための、事業促進協議会（会長庄内町長）が六月に設立されました。次に、常万地区は場整備事業（地区面積約二二〇ha）ですが、平成二十四年度に調査計画実施に対する一〇〇％近い同意を頂き申請を行い、三月には常万地区協力会も設立されました。「調

査計画事業（H二十五～二十七年度）」、「実施設計（H二十八年度）」を行い、平成二十九年度から「面工事」を行う予定です。

本区では、本年度より「単式簿記」から「複式簿記」に移行しました。単式では発見しづらかつたミスや不正を未然に発見できるため内部チェックの強化や財務状況を的確に組合員に説明できるものと期待しております。

また、用排水路や圃場整備の新規事業への対応や本区の数年後の人員構成を考え「土木専門職員」を今年度新たに採用することになりました。

結びに、今後も、組合員の便益向上につながる改革に役員一丸となり取組んで参ることをお誓いし挨拶といたします。

平成25年通常総代会開催

去る平成25年3月25日、平成25年通常総代会が本区会議室において開催されました。総代現数55名のうち53名が出席、議長に栄地区選出の齋藤正総代が指名されました。田澤理事長挨拶の後に下記議案が慎重審議され、全議案とも原案通り可決されました。

【平成24年度】

報告事項

報告第1号 監査報告について

議決事項

総議第41号 水源涵養保護基金積立規程の廃止について

総議第42号 平成24年度（一般会計）最上川土地改良区費収入支出第2回補正予算について

総議第43号 平成24年度（特別会計）最上川土地改良区各種基金積立費収入支出第2回補正予算について

総議第44号 平成24年度（特別会計）県営鷲畑地区ほ場整備事業費収入支出第1回補正予算について



挨拶をする田澤理事長

【平成25年度】

承認事項

総認第1号 最上川土地改良区会計細則の一部改正について

議決事項

総議第1号 最上川土地改良区定款の一部変更について

総議第2号 最上川土地改良区規約の一部改正について

総議第3号 平成25年度賦課徴収方法について

総議第4号 平成25年度土地改良総合償還対策平準化事業資金長期借入金について

総議第5号 平成25年度地区除外決済金の基準について

総議第6号 平成25年度土地改良施設維持管理適正化事業（三郷原揚水機場・千河原第一揚水機場）資金拠出について

総議第7号 県営水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）上堰八カ村堰地区、県営水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型）上堰下流地区の実施について

総議第8号 地域ため池総合整備事業（調査計画）の実施について

総議第9号 常万地区ほ場整備調査計画事業の実施について

総議第10号 水田畑地化基盤強化対策事業（島田・近江新田地区）の実施について

総議第11号 平成25年度最上川土地改良区費収入支出予算について



議長の齋藤正総代



採決の様子

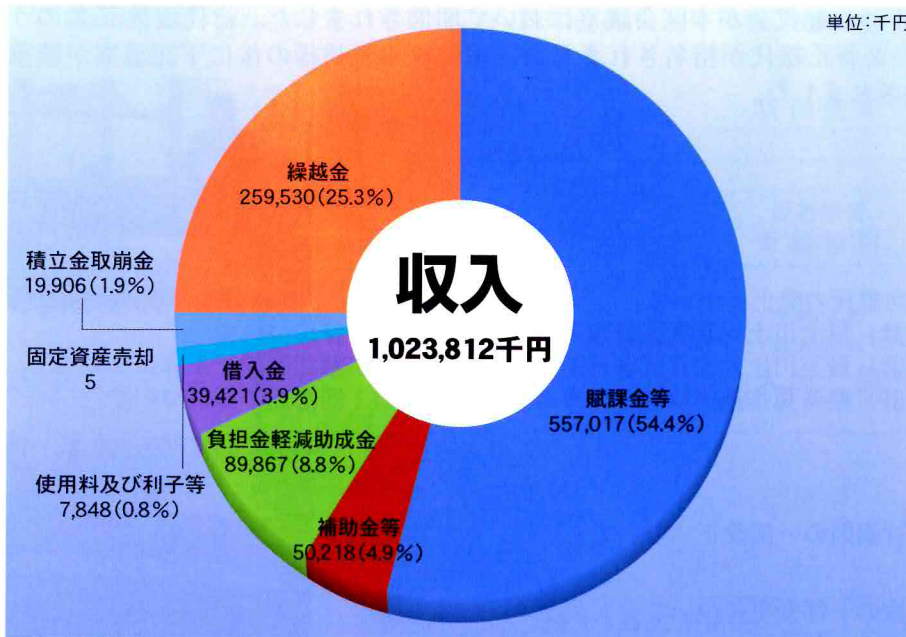
最上川下流左岸地区国営土地改良事業促進協議会の設立

去る平成25年6月3日、庄内町「響ホール」にて関係者約40名の方々から参加を頂き、最上川下流左岸地区国営土地改良事業促進協議会の設立総会が開催されました。

本協議会は、最上川下流左岸地区国営かんがい排水事業の事業促進を図ることにより、当該地域の発展向上に期すことを目的としております。今後、関係者間の密なる連携によって、平成29年度から予定通り円滑に事業実施されることが期待されます。



平成25年度予算



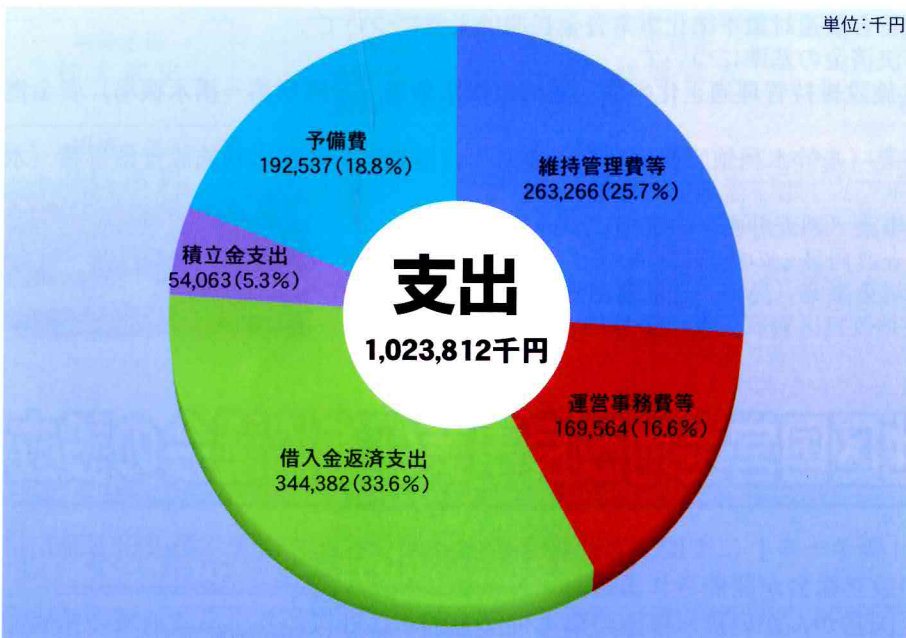
収入 (財源) (単位:千円)

賦課金等	557,017
賦課金	526,948
決済金	2,730
雑収入	27,339
※補助金等	50,218
補助金	27,269
交付金	3,512
受託料	19,437
※負担金軽減助成金	89,867
※借入金	39,421
使用料及び利子等	7,848
負担金(2市1町より)	4,798
使用料	1,016
基本財産収入(配当金、利子)	243
特定資産収入(利子)	1,791
固定資産売却	5
積立金取崩金	19,906
積立金	4,005
更新積立金	15,901
繰越金	259,530
合計	1,023,812

※補助金等とは・・・
国県市町からの補助金や受託料、適正化事業の交付金

※負担金軽減助成金とは・・・
県は最上川地区の償還金に対する助成金

※借入金とは平準化資金借入金(無利息)
返済金が高額な工区で賦課金額を一定に保つため借換する借入金です



支出 (費用) (単位:千円)

維持管理費等	263,266
工事費	5,250
維持管理費	121,062
適正化事業費	7,109
受託業務費	23,701
調査業務費	9,551
十六合維持管理事業費	42,061
家根合維持管理事業費	19,543
水田畑地化事業費	17,000
地元交付金	239
国営・県営事業負担金	17,750
運営事務費等	169,564
運営事務費	159,649
事務所支出	3,600
過年度支出	650
支払負担金	3,800
固定資産取得支出	1,862
積立金取崩支出	3
※借入金返済支出	344,382
積立金支出	54,063
予備費	192,537
合計	1,023,812

※借入金返済支出とは・・・
賦課金と負担金軽減助成金、借入金、繰越金を充てます

予算のポイント

○単式簿記から複式簿記に移行

複式簿記移行に伴い、全ての会計(一般会計と6特別会計)をひとつの会計にまとめております。これによって、改良区全体の資産や負債の状況を的確に把握することが可能となります。

○予算の各項目をまとめて表示

今回、複式簿記の導入を契機に予算を分かりやすくするため、用途目的別に大きく纏めて分類し表示致しました。

○予算額が7.3億円(H24)から10.2億円(H25)に増額となっているが・・・

前年度までは一般会計のみの表示でありましたが、今回から会計をひとつにまとめて表示しているため、見かけ上増額となっております。実際は前年度の予算額とほとんど変わっておりません。

○繰越金や予備費の割合が大きいが・・・

これは将来、ほ場整備事業の償還に充てるための資金等が含まれているためであります。



平成25年度 主な関連事業一覧

(1) 国営土地改良事業「最上川下流左岸地区」国営等事業地区計画調査（地区調査）

老朽化した排水関連施設の改修事業実施に向けた事業構想である事業計画（案）の策定を行います。

事業主体：西奥羽土地改良調査管理事務所 予定工期：平成25年度～平成27年度 負担率(%)：国(100)

その後、平成28年度に全体設計を行い事業費を確定、平成29年度事業着手を予定しています。

(2) 基幹水利施設管理事業

平成14年度からの継続事業で、基幹水利施設管理強化計画で挙げられた施設の維持管理事業です。

事業主体：山形県 対象施設：北楯頭首工、北楯大堰、最上川取水口、幹線用水路、東興野揚水機場、中央管理所

負担率(%)：国(30.0) 県(40.0) 市町(10.0) 改良区(20.0) 本年度事業費：17,700千円

(3) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良区等による施設補修のための資金を積み立てし、この資金を利用して施設の定期的補修を実施します。

事業主体：改良区 負担率(%)：国(30.0) 県(30.0) 改良区(40.0)

本年度予定工事：新堀揚水機場

(4) 県営水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）・（水利区域内農地集積促進型）

国営事業実施区域より下流で、本事業の採択要件に該当する用水路を改修します。

昨年度に事業計画の策定、事業採択申請を行い、今年度に事業採択を受け以下の2地区に分け実施する予定です。

（基幹水利施設整備型）上堰八カ村堰地区

事業主体：山形県 予定工期：平成25年度～平成31年度

対象施設(予定)：上堰(3,925m)、八カ村堰(1,579m)

負担率(%)：国(50.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(15.0)

総事業費：860,000千円

（水利区域内農地集積促進型）上堰下流地区

事業主体：山形県 予定工期：平成25年度～平成31年度

対象施設(予定)：桑田堰(1,667m)、京島堰(835m)、上堰下流(1,557m)

負担率(%)：国(55.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(10.0)

総事業費：500,000千円



(5) 地域ため池総合整備事業（調査計画）

農業用ため池の改修及び再編と附帯施設の整備に向けた全体基本計画と整備事業計画の策定を実施します。

事業主体：山形県 対象施設(予定)：五斗畑溜池、湯之沢溜池、白山溜池 予定工期：平成25年度～平成26年度

負担率(%)：国(50.0) 県(50.0)

平成27年度から事業実施を予定しており、完成予定は平成32年度となっております。

(6) 常万地区ほ場整備調査計画事業

ほ場整備事業実施に向けた現況調査、計画書・換地計画書作成、申請書・法手続き資料作成を行います。

事業主体：改良区 地区面積 A=119.9ha 予定工期：平成25年度～平成27年度

総事業費：35,000千円(区負担：8,350千円)

※面工事は山形県が事業主体となって平成29年度より実施予定

(7) 水田畑地化基盤強化対策事業（島田・近江新田地区）

本事業で暗渠排水（A=6.5ha）および土壌改良（A=6.4ha）の工事を実施します。

事業主体：改良区 予定工期：平成25年度～平成26年度

負担率(%)：国(55.0) 県(30.0) 支庁(15.0)

総事業費：25,000千円



(8) 農業用水データ整備事業

地域の失業者（未就職卒業生を含む）を雇用し、最上川下流の緊急的取水に係る協議を円滑に進めるため、基幹水利施設の図面、水利使用実態を電子データベース化する事業です。

事業主体：山形県 受託費：1,300千円(税抜) 受託期間：平成25年4月1日～平成25年8月30日(5ヶ月間)

(9) 農業体質強化基盤整備促進事業

農業水利施設の安定的な用排水機能を確認するため、水利施設を整備します。

事業主体：改良区（本区施設は平成24年度から平成25年度にかけて工事施工）

本年度は、宮曾根排水路底版装工、吉田幹線溝畔整備工事を予定しております。

負担率(%)：国(55.0) 県(4.0) 改良区(41.0)

賦課金と納入期限

平成25年度、一般・特別賦課金は次のとおりです。これは平成25年3月25日に開催された通常総代会で議決されたものです。

●一般賦課金

- 1 賦課金 区域一円 10a当り 5,600円
- 2 賦課期日 平成25年4月1日
- 3 期別賦課と納入期限
 - 第一期 10a当り 3,400円
 - 納入期限 平成25年7月16日 (変更)
 - 第二期 10a当り 2,200円
 - 納入期限 平成25年11月15日

●十六合地区維持管理費特別賦課金

- 1 賦課金 10a当り 2,000円
- 2 賦課期日 平成25年4月1日
- 3 納入期限 平成25年7月16日 (変更)

●家根合地区ほ場整備事業費特別賦課金

- 1 賦課金 10a当り 4,200円
- 2 賦課期日 平成25年4月1日
- 3 納入期限 平成25年11月15日

●家根合地区維持管理費特別賦課金

- 1 賦課金 10a当り 2,200円
- 2 賦課期日 平成25年4月1日
- 3 納入期限 平成25年7月16日 (変更)

●鷺畑地区ほ場整備事業費特別賦課金

- 1 賦課金 10a当り 5,000円
- 2 賦課期日 平成25年4月1日
- 3 納入期限 平成25年11月15日

●県営ほ場整備事業費特別賦課金

事業区	工 区	(円/10a)
第6	大 和 南 部	8,600
第7	上 堀 野	2,900
	八 栄 里	8,800
	余 目 新 田	10,000
第8	槇 島	10,800
	堀 野	11,600
第10	新 堀 南 部	5,000
第11	余 目 南 部	11,500
第12	八 栄 里 北 部	9,100

- 1 賦課期日 平成25年4月1日
- 2 納入期限 平成25年11月15日

※賦課金の納入が遅れますと
年利10.95%の延滞金が課せられます。
期限までの納入をお願いいたします。

賦課金の口座振替を2回実施します

今年度より各期の納期限内に、2回の口座振替を以下の期日で実施させていただきます。

第1期 (納期限:平成25年7月16日)	第2期 (納期限:平成25年11月15日)
平成25年7月5日	平成25年11月5日
平成25年7月16日	平成25年11月15日

庄内町と排水ポンプ車の運用に関する協定締結

平成25年4月1日付で庄内町と本区との間に「排水ポンプ車の運用に関する協定」を締結致しました。これを受け、本区では5月21日に関係者を参集し、操作講習会を実施しました。今後も大雨に備え、実務担当者に対し月1回程度の操作訓練を実施して参ります。



原田庄内町長と田澤理事長による調印式

なお、7月8日、11日、18日の大雨の際に排水ポンプ車が稼働しております（7月18日現在）。



操作講習会の状況



最大毎分30tの排水能力を装備



7月11日の稼働状況



北楯大堰開削400年記念碑建立

慶長17年（1612）に「北楯大堰」が開削され、平成24年（2012）で400年を迎えました。これを記念して、平成24年11月に北楯大堰の溝畔に記念碑を建立し、あわせて、サクラ・コブシ・モミジ・ナナカマド等を植樹しております。場所は、清川集落より下流の休憩所（東屋）の地点です。

近くを通りましたら是非お立ち寄りください。



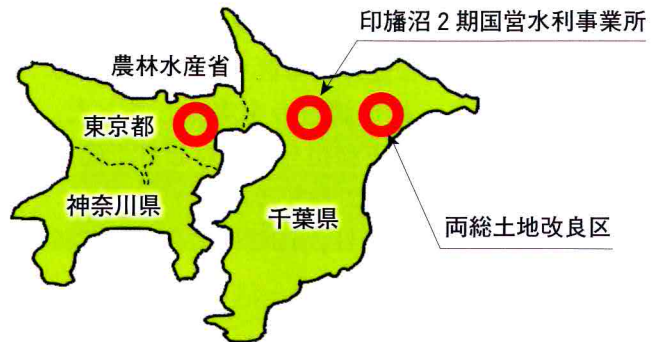
総代視察研修

去る7月4日～6日の2泊3日で、総代現数54名のうち39名が参加し、今回は首都圏を中心に最上川土地改良区総代視察研修が行われました。

まず、千葉県では両総土地改良区多古出張所にて、概要説明並びに併設の中央管理所や揚水機場の説明を受けました。

その後、印旛沼2期国営事業が行われている印旛沼土地改良区にて、印旛沼の開拓の歴史や当区の概要、国営事業の概要について説明を受け、管内の施設や水資源機構千葉用水総合管理所が管理する大和田機場の視察を行いました。

東京都では農林水産省を訪問し、TPP交渉について概要説明を受けました。また、パソナグループ野菜工場を視察しました。



両総土地改良区多古出張所

千葉県、両総土地改良区を視察して

佐藤 平

私からは、両総土地改良区の視察について報告をさせていただきます。

両総土地改良区は千葉県の東側に位置しており、九十九里浜と太平洋が目に見える場所です。受益地は関係市町村7市7町1村、水田13,380ha、畑4,233haで、組合員数は21,230名と、本区とは直接比較できませんが、受益面積で3倍以上の規模を有する改良区であります。

本地域は温暖な気候であり、農作物の栽培には適しているようでしたが、水利については近くに利根川がありながら、長らく水源として利用できなかった歴史があったようです。電力と揚水ポンプが整備されていなかった時代に、用水をいかに確保するのが難しかったか考えさせられました。また、小河川から細々と水を利用していた時代には、水争いが絶えず死者を出すほどの激しさだったようです。本区の管内でも水争いの言い伝えはありますが、これは人間が生きるため、家族を養うため、村落の存続のための本能的な面と米が貨幣と同等の価値を持っていた証左だと思います。また、現在の取水源の利根川については徳川家康が江戸幕府を開くまでは、東京湾に注いでいたものを舟運により江戸を物流の拠点にするため現在の銚子市まで開削した人工水路なのです。利根川の水と技術の進歩により、この地域の農作物生産高は飛躍的に上がりました。千葉県の農業生産高は全国トップクラスであることは知られていますが、この地域が貢献していることは間違いのないでしょう。

国営の農業水利事業が平成25年度で終了し、新しい施設と設備により豊かな農村地帯になることを確信しながら研修を終えました。



多古出張所内中央管理所



多古出張所内第二揚水機場

最上川土地改良区総代研修視察レポート

太田 勇市



印旛沼土地改良区

私からは、千葉県印旛沼の国営2期農業水利事業(全国初の水質保全型国営灌漑排水事業)について報告させていただきます。

現在、最上川土地改良区では長年の懸案でありました排水の抜本的な改修に向けて、国営排水事業の地区計画調査が実施されております。今後、平成28年度に全体実施設計を終え、平成29年度より着工予定とされており、ここでは先進事例を視察、参考にすべく研修させていただきました。

視察地である印旛沼は、江戸時代に徳川幕府によって行われた利根川東遷(河口を東京湾から銚子付近の太平洋に変えた)に

より出来上がった沼であり、利根川洪水の常襲地帯であったため、幕府は印旛沼の水を江戸湾に流す開削工事を行いました。完成を見ずに終わってしまいました。この工事では、幕府の命により庄内藩の人々が駆り出され、多くの死者を出したとの記録がありました。その後、昭和21年によりやく国が工事着手し、昭和44年に完工したそうです。

印旛沼の水管理は、利根川からの取水(毎秒20t)、排水(毎秒92t)を同一水路内で行うことにより水位を一定にし、また洪水時には太平洋に強制排水(毎秒120t)を行い、水位を維持しておりました。印旛沼の水は、農業用水、工業用水、生活用水、すべてに利用されており、その管理を水資源機構という国交省管轄の独立行政法人が行っておりました。受益人口100万人(山形県総人口に近い数)の人たちが恩恵を受け、公益性が高いため第三機関が請け負っていることようです。



大和田機場

電力ポンプ

ガスタービンポンプ

視察では、前述の洪水時に強制排水する施設の大和田機場(電力ポンプ毎秒30tが2台、ガスタービンポンプ(灯油)毎秒15tが4台、合計で毎秒120t)を見学し、その規模と大きさに圧倒されました。その仕組みは、40m近い幅の排水路を堰き止め、縦軸軸流ポンプで直接排出するものでありました。ここ3年は稼働していないということでしたが、いつ起こるかわからない災害のための準備ということで、その重要性を実感したところでした。

また、印旛沼開発において、2つの調整池(1,300ha)と900haの干拓地が完成しており、干拓地には池を浚渫した泥を盛り上げ、7ha区画の大型圃場が造成されておりました。また、行政により、キャンプ場、見晴らし台などの観光開発も並行しておこなわれている一方で、都市近郊農業地帯の弊害であろう沼の汚染については、なかなか浄化が進まず苦勞をされておりました。

結びに、我が庄内平野がいかに恵まれた地形であるかを感じ、この地で農業ができることを先人に感謝しつつ、後世に引き継いでいく使命感を再認識させられた印旛沼研修でありました。



印旛沼周辺



7ha区画の圃場

サンセットヒルズからの眺望



農林水産省内研修室



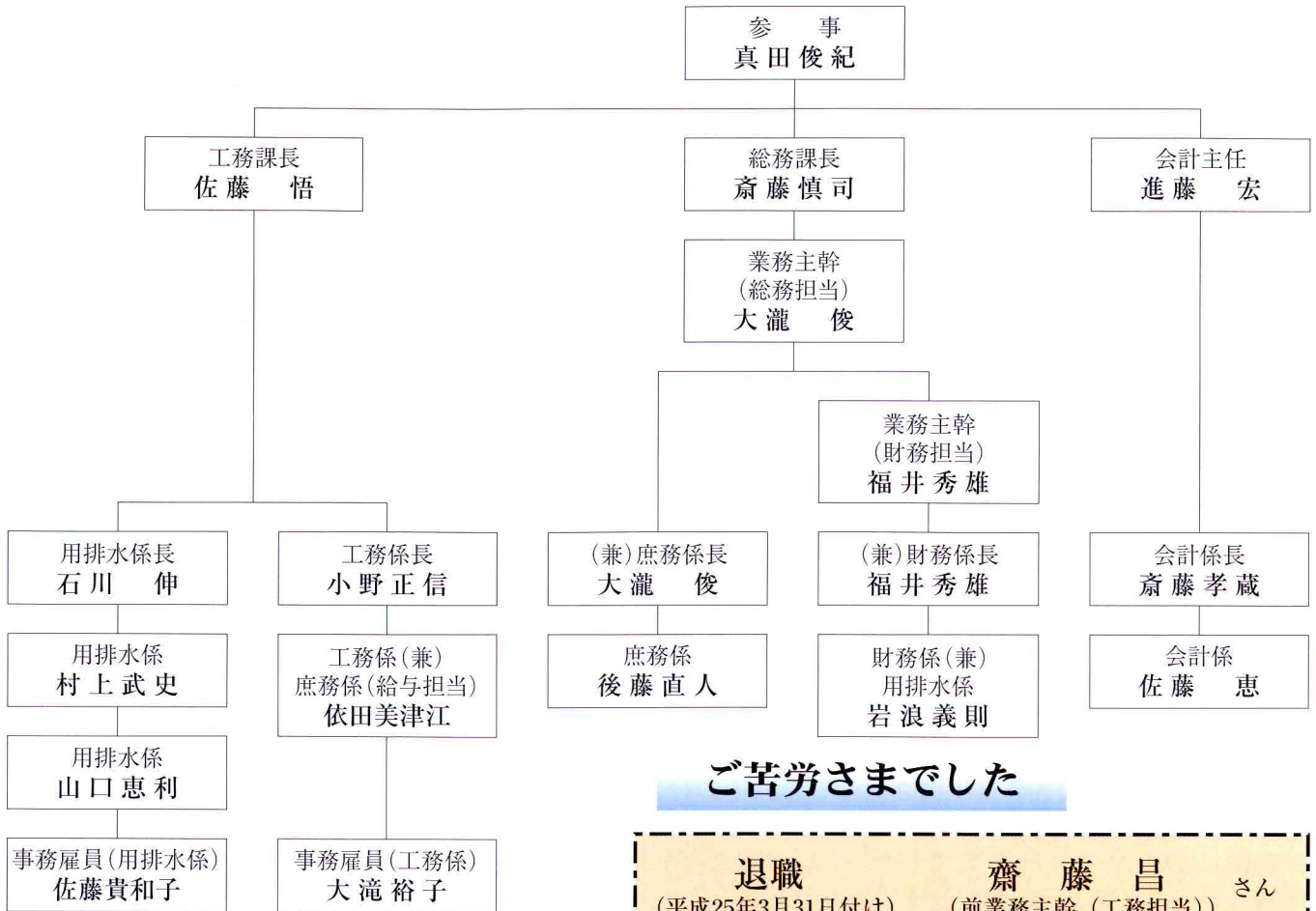
農林水産省玄関前にて



パナグループ野菜工場

平成25年度 職員配置図

平成25年 4月 1日 付けで、事務所の人員配置が変わりました。



ご苦労さまでした

退職 齋藤昌 さん
 (平成25年3月31日付け) (前業務主幹(工務担当))

長い間ご苦労さまでした。今後とも健康に留意され、ご活躍されますようご祈念いたします。

水土里ネット最上川の基本理念

- ① 農家組合員に徹底して奉仕します。
- ② 地域社会と連携して地域の自然環境の保全に努めます。

水土里ネット最上川の運営ビジョン

- ① 「あらゆる支出の再検討」を通し「農家組合員の負担の軽減」をはかります。
- ② 農家組合員に対し水を安定的に供給します。
- ③ 地域と連携して水の浄化や景観づくりに努めます。

平成15年12月制定

★本区では、毎週月曜日の朝礼時に上記の「基本理念」と「運営ビジョン」を唱和し、職員の意識向上に努めています。また、予算の作成に当たっても、これら「基本理念」と「運営ビジョン」に沿って編成いたしております。

第1回 最上川土地改良区検定

今回新企画として、より本区を知って頂くよう「最上川土地改良区検定」と題し、本区に関するクイズを出題させていただきます。これにより本区を皆様から身近に感じて頂けたら幸いです。

問題1 本区管内全域の組合員数と面積で正しい組み合わせは次のうちどれでしょうか。

- ① 組合員 約2,800名
面積 約6,500ha
- ② 組合員 約6,500名
面積 約9,800ha
- ③ 組合員 約2,500名
面積 約4,200ha
- ④ 組合員 約1,500名
面積 約2,600ha

問題2 北楯大堰土地改良区と吉田堰改良区が合併して誕生した本区ですが、それはいつのことでしょうか。

- ① 明治37年1月29日
- ② 昭和27年1月15日
- ③ 大正15年6月30日
- ④ 昭和30年3月12日

問題3 本区事務所の前身はある公共機関の建物でした。その公共機関とは次のうちどれでしょうか。

- ① 鮑海郡裁判所
- ② 東田川郡役所
- ③ 酒田市役所
- ④ 余目町役場



※回答は下に記載のとおりです

水利権の変更について

水利権とは、河川や湖沼などから取水して使用する権利で、管理者の許可を必要とします。これには、慣行水利権と許可水利権の二種類があり、前者は河川法施行以前の既存農業用水で、許可を受けたとみなされているもので、後者は、河川法施行後に許可を受けたものです。

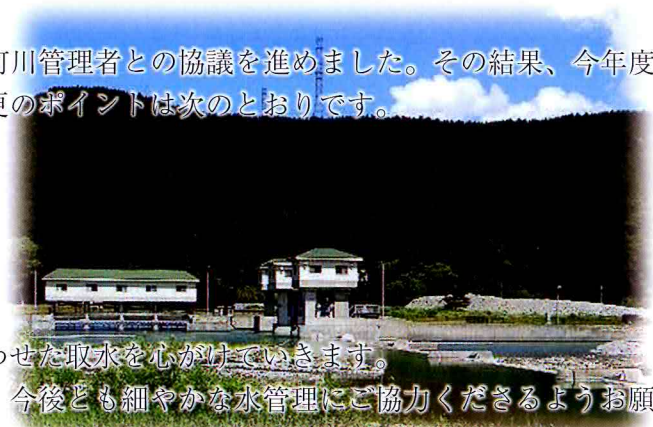
取水量や取水期間は、全て決められており、違反すると最悪の場合、取水権を取り消される恐れがあります。

今年も、営農状況に即した取水にするため、事前に河川管理者との協議を進めました。その結果、今年度に関しては表のとおり変更の許可を頂いています。変更のポイントは次のとおりです。

① 4月14日より代かき期まで、最上川から点検用水として、三段階に分けて取水

② 営農状況から判断し、代かき期を変更

来年度も、河川管理者との協議の上、営農状況に合わせた取水を心がけていきます。水は、自由に取れるわけではないことをご理解頂き、今後とも細やかな水管理にご協力くださるようお願いいたします。



施設名 (河川名)	既得水利権				H25 変更水利権							
	非かんがい期	代かき期	普通期	非かんがい期	非かんがい期				代かき期	普通期	非かんがい期	
	~4/25	4/26~5/5	5/6~9/15	9/16~	~4/13	4/14~4/17	4/18~4/21	4/22~4/25	4/26~5/10	5/11~9/15	9/16~	
最上川取水口 (最上川)	-	14.298	14.084	-	-	1.080	2.485	4.012	14.298	14.084	-	
北楯頭首工 (立谷沢川)	1.775	10.800	1.799	1.775	1.775	1.775	1.775	1.775	10.800	1.799	1.775	
合計取水量	1.775	25.098	15.883	1.775	1.775	2.855	4.260	5.787	25.098	15.883	1.775	

第2回 草刈実施期間

本区管理施設 第二回草刈実施期間は以下の通りです。

平成25年9月 1日(日)から
平成25年9月16日(月)まで

水路・ため池等転落防止について

八月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。この期間は夏の暑さに加え、気も緩みがちになり、例年水による事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板等の設置を行っております。また、教育委員会を通して、小学校や幼稚園への指導要請を行っているところですが、更に万全を期すために、地域や家庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお願いいたします。

ゴミを捨てないで!!

最近、水路へのゴミの投棄が後を絶たず、施設の維持管理に大変な支障を来たしています。捨てられたゴミが、下流でゲートやスクリーンに詰まってしまう、水が溢れ出るという事態も頻発しています。更には、本区が支払うゴミの処理費用も年々増加の一途を辿っています。「水路には絶対にゴミを捨てない。」ように、皆様からも御協力賜りますようお願いいたします。また、草刈りに際しましても、極力刈草が水路に落ちることがないようにご注意くださいようお願いいたします。



新規採用職員募集について

最上川土地改良区では次のとおり新たに職員を募集します。

- 募集職種：土木技術職
 募集人員：1名
 応募資格：昭和48年4月1日以降に生まれた方
 提出書類：履歴書
 受付期間：8月19日(月)～8月30日(金)の午前9時から午後4時まで
 ※土・日を除きます
 選考：書類選考後、該当者に試験日を通知
 申込方法：履歴書を事務所まで持参、もしくは以下の住所まで郵送下さい。
 問い合わせ：〒999-7781 東田川郡庄内町余目字上梵天塚15
 最上川土地改良区 総務課庶務係 TEL 0234 (43) 2255

※詳しくはハローワーク求人票をご覧ください。